

岡崎市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成13年政令第250号。以下「政令」という。）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号。以下「省令」という。）及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令、国土交通省令第2号。以下「共同省令」という。）に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅の登録（以下「登録」という。）、その業務に関し必要な報告、検査等及び指示に関する事務の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、政令、省令及び共同省令に定めるものによる。

(登録の申請)

第3条 法第5条第1項の規定に基づき、登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、法第6条第1項の規定に基づき、共同省令第4条に定める申請書を市長に提出するものとする。

2 第1項の申請書には共同省令第7条各号に定めるものを添付しなければならない。

3 共同省令第7条第6号に定めるその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 住宅の専用部分及び共同利用部分の面積を示す図面、求積図、計算書等
- (2) 緊急通報サービスの通報先が同一の建物にない場合、その場所を明示した住宅の付近見取り図
- (3) 申請者が住宅等を自ら所有する場合にあつては、その旨を証する書類
- (4) 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書及び定款
- (5) 申請者が未成年者である場合の法定代理人が法人である場合においては、登記事項証明書
- (6) 登録を申請しようとする者が個人である場合においては、住民票
- (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認済証の写し
- (8) 住宅が市街化調整区域に存する場合は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条又は第43条の許可書の写し
- (9) 申請者が当該登録に係る住宅等の賃借権又は使用貸借による権利を有する場合

にあつては、当該権利を有する者であることを証する書類

(10) 併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設がある場合や、高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力がある場合は、それらの内容が確認できる指定通知書の写しや連携契約書など

(11) 暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報

(12) サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金を受けようとする場合、サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る意見聴取申請書（参考様式第1号）

4 前項第3号から第6号の書類は、「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」（平成28年10月31日CIO連絡会議決定）に基づく仕組みの運用開始まで必要とする。

5 第1項の申請書、第2項及び第3項の添付書類の提出部数は、正本1部、副本1部とする。

（登録の更新申請）

第4条 法第5条第2項の規定に基づき、登録の更新申請をしようとする者は、法第6条第1項の規定に基づき、共同省令第4条に定める申請書を市長に提出するものとする。

2 前条の規定は、前項の規定による更新申請について準用する。ただし、前条第2項に掲げる書類については、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

（登録等の審査及び通知）

第5条 市長は、前2条の規定に基づく申請の審査の結果、登録の申請が法第7条第1項に掲げる基準に適合すると認め、登録をしたときは、同条第3項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業登録通知書（様式第2号）により、当該登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）に速やかに通知するものとする。

2 市長は、登録の申請が法第7条第1項に掲げる基準に適合しないと認めるときは、同条第4項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業登録基準不適合通知書（様式第3号）により、申請者に速やかに通知するものとする。

3 市長は、法第8条第1項の規定により登録の拒否をしたときは、同条第2項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業登録拒否通知書（様式第4号）により、申請者に速やかに通知するものとする。

4 市長は、意見聴取申請があつたときは、意見聴取申請に対する回答通知書（様式第5号）により、申請者に速やかに通知するものとする。

(登録申請の取り下げ)

第6条 申請者は、登録前に申請を取り下げる場合は、住宅事業登録申請取り下げ書（参考様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(登録事項等の変更)

第7条 法第9条の規定に基づく登録事項の変更及び添付書類の記載事項の変更を届け出ようとする者又は法第11条の規定に基づく登録事業者の地位の承継を届け出ようとする者は、共同省令第7条各号のうちその記載事項が変更されたものを添えて、共同省令第16条に定める登録事項等変更届出書を登録事項の変更及び記載事項の変更日又は地位の承継日から30日以内に市長に提出しなければならない。

2 前項の登録事項等変更届出書及び添付書類の提出部数は、正本1部、副本1部とする。

3 市長は、第1項の届出を受け、法第9条第3項の規定に基づき、変更の登録をしたときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録事項変更通知書（様式第7号）により、登録事項の変更を届け出た者に速やかに通知するものとする。

(登録簿の閲覧)

第8条 法第10条の規定する登録簿の閲覧は、都市基盤部住宅計画課窓口において行い、登録簿の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。閲覧場所の休日は、岡崎市の休日を定める条例（平成元年12月25日条例第34号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

(廃業等の届出)

第9条 法第12条第1項又は第2項の規定に基づく廃業等の届出をしようとする者は、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る廃業等の届出書（参考様式第8号）を廃業等の30日前までに市長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第10条 法第13条第1項第1号の登録の抹消の申請には、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録の抹消申請書（参考様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、法第13条第1項第1号又は第2号の事由により登録事業の登録を抹消したときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消通知書（様式第10号）により、当該登録事業者であった者に速やかに通知するものとする。

(定期報告)

第 11 条 登録事業者は、毎年 6 月末までにその年の 5 月末の登録状況について、法第 24 条第 1 項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅定期報告書（参考様式第 11 号）を市長に提出し報告しなければならない。

(事故報告)

第 12 条 登録事業者は、サービス付き高齢者向け住宅において事故が発生したときは、法第 24 条第 1 項の規定に基づき、直ちに市長に報告するとともに、事故の状況報告書（参考様式第 12 号）を提出しなければならない。

(立入検査)

第 13 条 法第 24 条の規定による検査（以下「立入検査」という。）は、次の区分により実施する。

(1) 通常立入検査

入居開始後及び登録更新後、原則として 1 年以内に実施する。

(2) 特別立入検査

前条に規定する市長に報告すべき事故や登録事項等と異なる事実が判明した場合又はおそれがある場合、その登録住宅について必要に応じて立入検査を実施することができる。

2 前項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(立入検査の通知)

第 14 条 市長は、立入検査を実施する場合、サービス付き高齢者向け住宅立入検査通知書（様式第 13 号）により、登録事業者に対して、事前に通知するものとする。

(指示)

第 15 条 市長は、法第 25 条の規定に基づき指示するときは、サービス付き高齢者向け住宅事業に関する指示書（様式第 14 号）により、登録事業者に指示するものとする。

2 前項の指示を受けた登録事業者は、指示事項を改善したうえで、サービス付き高齢者向け住宅事業指示事項改善報告書（参考様式第 15 号）を、指定された期日までに市長に提出し報告しなければならない。

(登録の取消し)

第16条 市長は、法第26条第1項又は第2項の規定に基づき、登録事業の登録を取消したときは、同条第3項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業登録取消通知書（様式第16号）により、当該登録事業者であった者に速やかに通知するものとする。

（標準処理期間）

第17条 登録の審査に係る標準処理期間は、別表のとおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年5月10日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年12月14日から施行する。
- 3 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

別表

申請の種類	処理期間
サービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請	60日
サービス付き高齢者向け住宅事業の登録更新申請	60日

※休日、図書の不備があった場合の追加提出に要した日数は含めない。